

大西洋又は地中海において蓄養された輸入公表三の9の(2)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のくるまづろを輸入しようとする場合の二号承認申請の前の確認申請について

公 示

大西洋又は地中海において蓄養された輸入公表三の9の(2)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のくるまづろを輸入しようとする場合の二号承認申請の前の確認申請について

経済産業省貿易経済協力局 (16.12.1)

改正①経済産業省貿易経済協力局 (17.7.25)

平成16年12月22日以降、標記貨物を輸入しようとする場合は、平成16年12月1日付け平成16・11・22貿局第2号、輸入注意事項16第24号(大西洋又は地中海において蓄養された輸入公表三の9の(2)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のくるまづろの2号承認移行について)により二号承認申請の前に農林水産省水産庁資源管理部遠洋課で確認を受けることになっていますが、その手続きを下記により行います。

記

1 受付期日

平成16年12月22日以降、毎週月曜日から金曜日までの午前10時から午後4時まで

2 提出先

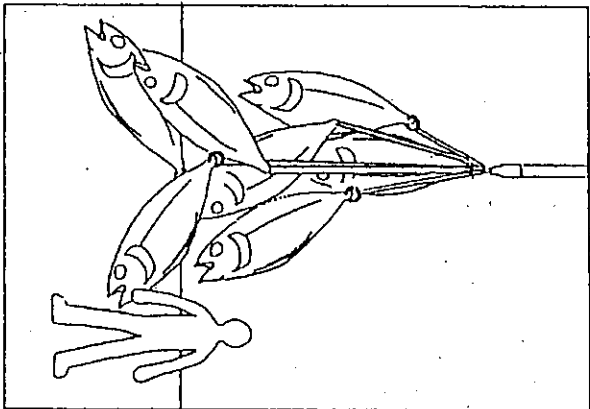
農林水産省水産庁資源管理部遠洋課

3 提出書類

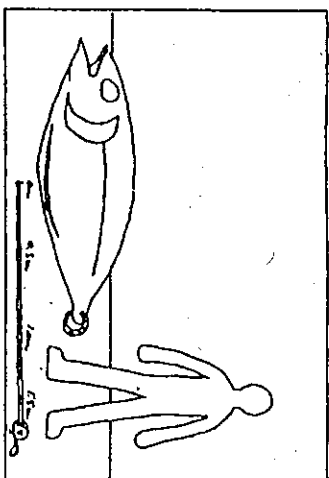
- (1) 別紙様式による確認申請書 2通
 - (2) 蓄養海域及び蓄養場を管轄する国又は地域が証明された書類の原本及び写し 各1通
 - (3) インボイスの原本及び写し 各1通
 - (4) 輸入しようとする貨物の全体がわかるカラー写真(キヤピネ版(13cm×18cm)以上の大きさ)であって、当該貨物の大きさが確認できるように撮影されたもの 1葉
- (注)1 (2)における「蓄養海域及び蓄養場を管轄する国又は地域が証明された書類」とは、輸出者名、輸入者名、貨物の状態、蓄養海域及び蓄養場を管轄する国又は地域が明記され、蓄養場を管轄する国又は地域の政府機関による証明が行われた任意の書類とします。
- 2 (3)については、未到着の場合には提出する必要はありません。また、原本は照合の上返却します。
 - 3 (4)については、当該貨物が複数のくるまづろにより構成される場合、そのうちいずれか一つのくるまづろのカラー写真(キヤピネ版(13cm×18cm)以上の大きさ)で、当該くるまづろの大きさが確認できるもの1葉を当該貨物全体の写真と併せて提出して下さい。(撮影方法: 下図参照)。
 - 4 上記の提出書類のほかにも必要に応じて書類の提出を求めています。

第3部-1

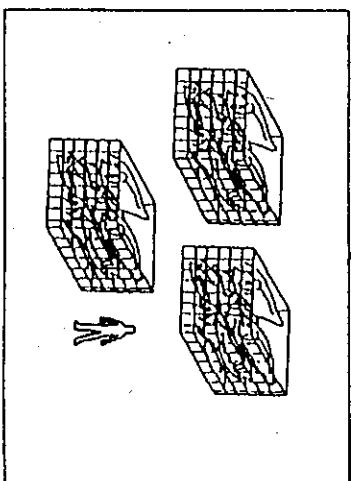
大西洋又は地中海において養蚕された輸入公表三の九の(2)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷却感のくろまぐろを輸入しようとする場合の二号承認申請の前
 の確認申請について



(例) 全体



(例) いずれか一つの写真



(例) 全体

大西洋又は地中海において蓄養された輸入公表三の9の(2)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵の魚又は魚介類の輸入しようとする場合の二号承認申請前の確認申請について

(別紙様式)

大西洋又は地中海において蓄養された輸入公表三の9の(2)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵の魚又は魚介類の輸入しようとする場合の二号承認申請前の確認 (申請) 書

水産庁長官 殿

申請年月日 年 月 日
申請者名 住 所
電 話 番 号

標記の貨物により輸入したいので確認されたくお願いいたします。
記

輸 入 状 況	種類 輸 入 数 量 (総 数) 種 類 別 輸 入 数 量 輸 入 契 約 の 相 手 国 輸 入 契 約 の 相 手 方 輸 入 契 約 条 件 定 定 輸 入 積 着 予 定 定 船 入	尾 幣 U S \$ 円	(1)名 称 (1)F O B (1)年 月 日 (1)	(2)住 所 (2)C I F (2)船積港 (2)入着港	(3)C F R (4)その他
生 産 状 況	蓄 養 期 間 域 蓄 養 水 域 蓄 養 場 を 管 轄 す る 域 蓄 養 又 は 原 産 地 () 蓄 養 場 を 管 轄 す る 域 蓄 養 又 は 原 産 地 ()				

(注) 裏面記入要領参照のこと

上記の貨物については、くるまぐる資源の保存管理上支障のない貨物であることを確認する。

水産庁長官

(裏面)

記入要領

- (1) 「申請者名」欄には、会社名又は個人名を記載するものとし、記名押印又は署名の当事者は、個人の場合は本人、法人の場合は代表権者（代表権を委任されたものを含む。）に限ることとする。
- (2) 「種類」の欄には、魚種及び形態を「くるまざる、ラウンド、生鮮」等、具体的に記載すること。
- (3) 「輸入数量」欄には、尾数及び重量で表示を行うこと。
- (4) 「種類別輸入数量」欄には、魚種別及び形態別に重量で表示を行うこと。
- (5) 「輸入金額」欄には、円及び米ドルで表示を行う。また、決済通貨が米ドル以外の通貨建ての場合には、かつこ書で併記すること。また、金額に端数が生じた場合は、切り上げて記載すること。なお、米ドルと米ドル以外の通貨との換算率は、昭和34年1月31日付け輸入注意事項34第3号（決済通貨等の取扱いについて）により、貿易経済協力局長が定める換算率を適用するものとする。なお、当該換算率は原則として毎月25日に「経済産業公報」及び「通商弘報」に公表しているので、この換算率を翌月記載の確認申請書に適用するものとする。
- (6) 「輸入契約の相手国」欄及び「輸入契約の相手方」欄には、各々の地域の表示方法により記載すること。
- (7) 「輸入契約条件」欄には、当該契約の該当する建値に○印を付すこと。(4)に該当する場合は、その契約条件を詳細に記載すること。
- (8) 「船積予定」欄及び「入着予定」欄には、それぞれの予定年月日を記載すること。なお、予定年月日について幅がある場合は、それぞれ期間を記載すること。
- (9) 「船積港」欄には、船積港名を記載すること。なお、船積港が複数の場合には、船積港別に確認書を提出すること。
- (10) 「入着港」欄には、予定の最終陸揚港を記載すること。
- (11) 「蓄養期間」欄には、輸入予定の形態別に蓄養の行われた期間（年月～年月）を記載すること。
- (12) 「蓄養水域」欄には、輸入予定の形態別に蓄養の行われた水域（例えば大西洋、地中海、太平洋、インド洋）を記載すること。
- (13) 用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。
- (14) 欄に記載しきれないときは、別紙として添付すること。